

令和2年
第1回
定例会

埼玉西部消防組合議会会議録

目次

| | |
|-----------|---|
| ○招集告示 | 1 |
| ○応招・不応招議員 | 2 |

議 事

月 日 曜日 議 事

2月5日(水)

| | |
|---------------------|----|
| ○議事日程 | 3 |
| ○管理者挨拶 | 7 |
| ○開会及び開議の宣告(午後2時02分) | |
| ○議事日程の報告 | 8 |
| ○議会運営委員会委員長報告 | 8 |
| ○会議録署名議員の指名 | 9 |
| ○会期の決定 | 9 |
| ○諸般の報告 | 9 |
| ○管理者提出議案の上程(議案第1号) | 10 |
| ○提案理由の説明 | 10 |
| 藤本 管理者 | |
| ○質 疑 | 11 |
| ○討 論 | 11 |
| ○採 決 | 11 |
| ○管理者提出議案の上程(議案第2号) | 11 |
| ○提案理由の説明 | 11 |
| 森田 消防長 | |
| ○質 疑 | 13 |
| ○討 論 | 13 |
| ○採 決 | 13 |
| ○管理者提出議案の上程(議案第3号) | 13 |
| ○提案理由の説明 | 13 |

| | |
|----------------------|-----|
| 森 田 消防長 | |
| ○質 疑 | 1 5 |
| ○討 論 | 1 5 |
| ○採 決 | 1 5 |
| ○管理者提出議案の上程（議案第 4 号） | 1 6 |
| ○提案理由の説明 | 1 6 |
| 森 田 消防長 | |
| ○質 疑 | 1 7 |
| ○討 論 | 1 7 |
| ○採 決 | 1 8 |
| ○管理者提出議案の上程（議案第 5 号） | 1 8 |
| ○提案理由の説明 | 1 8 |
| 森 田 消防長 | |
| ○質 疑 | 2 1 |
| 2 番 石 本 亮 三 議員 | |
| ○討 論 | 2 3 |
| ○採 決 | 2 3 |
| ○一般質問 | 2 3 |
| 2 番 石 本 亮 三 議員 | |
| ○閉会中の継続審査の申し出について | 3 0 |
| ○管理者挨拶 | 3 0 |
| ○閉 会（午後 3 時 0 8 分） | |

○ 招 集 告 示

埼玉西部消防組合告示第1号

令和2年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を次のように招集する。

令和2年1月27日

埼玉西部消防組合

管理者 藤 本 正 人

記

1 期 日 令和2年2月5日

2 場 所 埼玉西部消防局 講堂

○ 応招・不応招議員

令和2年第1回定例会

応招議員

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 2番 | 石本亮三 | 議員 | 3番 | 福原浩昭 | 議員 |
| 4番 | 齋藤誠 | 議員 | 5番 | 中村正義 | 議員 |
| 6番 | 田村秀二 | 議員 | 7番 | 大川戸岩夫 | 議員 |
| 8番 | 吉本新司 | 議員 | 9番 | 中毅志 | 議員 |
| 10番 | 入沢豊 | 議員 | 11番 | 中村太 | 議員 |
| 12番 | 鈴木洋明 | 議員 | 13番 | 紺野博哉 | 議員 |
| 14番 | 永澤美恵子 | 議員 | 15番 | 加涌弘貴 | 議員 |
| 16番 | 野田直人 | 議員 | | | |

不応招議員

1番 矢作いづみ 議員

令和2年2月5日（水曜日）

第1日 議事日程

- 1 開 会
 - 2 開 議
 - 3 議事日程の報告
 - 4 議会運営委員会委員長報告
 - 5 会議録署名議員の指名
 - 6 会期の決定
 - 7 諸般の報告
 - 8 管理者提出議案の上程（議案第1号）
 - 9 管理者提出議案の上程（議案第2号）
 - 10 管理者提出議案の上程（議案第3号）
 - 11 管理者提出議案の上程（議案第4号）
 - 12 管理者提出議案の上程（議案第5号）
 - 13 一般質問
 - 14 閉会中の継続審査の申し出について
 - 15 管理者挨拶
 - 16 閉 会
-

本日の出席議員 15名

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 2番 | 石本亮三議員 | 3番 | 福原浩昭議員 |
| 4番 | 齋藤誠議員 | 5番 | 中村正義議員 |
| 6番 | 田村秀二議員 | 7番 | 大川戸岩夫議員 |
| 8番 | 吉本新司議員 | 9番 | 中毅志議員 |
| 10番 | 入沢豊議員 | 11番 | 中村太議員 |
| 12番 | 鈴木洋明議員 | 13番 | 紺野博哉議員 |
| 14番 | 永澤美恵子議員 | 15番 | 加涌弘貴議員 |
| 16番 | 野田直人議員 | | |

欠席議員 1名

1番 矢作いづみ議員

地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

| | | | |
|-------|------------------------------------|------|-----------------------|
| 藤本正人 | 管理者 | 田中龍夫 | 副管理者 |
| 大久保勝 | 副管理者 | 小谷野剛 | 副管理者 |
| 谷ヶ崎照雄 | 副管理者 | 森田浩之 | 消防長 |
| 岸文隆 | 消防局 企画総務部長 | 町田昭 | 消防局 警防部長 |
| 荻野透 | 消防局 消防署統括監兼 所沢中央 消防署長 | 小山幸一 | 消防局 警防部次長兼 警防課長 |
| 酒井英男 | 消防局 警防部通信指令 センター長兼 指令管理課長 | 上松年通 | 消防局 警防部参事兼 予防課長 |
| 大河原治平 | 所沢東 消防署長 | 安藤清孝 | 狭山消防署長 |
| 大舘典夫 | 入間消防署長 | 酒井栄二 | 飯能日高 消防署長 |
| 日高賢 | 消防局 企画総務部 企画財政課長 | 須田雅之 | 消防局 企画総務部 総務課長 |
| 植田剛 | 消防局 企画総務部 契約会計課長 | 北山勝博 | 消防局 警防部 救急課長 |

午後 2 時 0 2 分開会

出席議員 15 名

| | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|
| 2 番 | 3 番 | 4 番 | 5 番 | 6 番 | 7 番 |
| 8 番 | 9 番 | 10 番 | 11 番 | 12 番 | 13 番 |
| 14 番 | 15 番 | 16 番 | | | |

欠席議員 1 名

1 番

地方自治法第 121 条の規定による説明のための出席者

| | | | |
|------------------------|--------|---------------|----------|
| 管 理 者 | 副管理者 | 副管理者 | 副管理者 |
| 副管理者 | 消 防 長 | 消防局企画総務部長 | 消防局警防部長 |
| 消防局消防署統括監兼所沢中央消防署長 | | 消防局警防部次長兼警防課長 | |
| 消防局警防部通信指令センター長兼指令管理課長 | | 消防局警防部参事兼予防課長 | |
| 所沢東消防署長 | 狭山消防署長 | 入間消防署長 | 飯能日高消防署長 |
| 消防局企画総務部企画財政課長 | | 消防局企画総務部総務課長 | |
| 消防局企画総務部契約会計課長 | | 消防局警防部救急課長 | |

◎管理者挨拶

○田村秀二議長 本日はお忙しい中、埼玉西部消防組合議会定例会にお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

ここで、所沢市から選出されております管理者が再任されましたので、御挨拶をお願いしたいと思います。

藤本管理者。

[管理者（藤本正人）登壇]

○藤本管理者 ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

昨年10月に行われました所沢市長選挙において市民の皆様から御信任をいただき、引き続き市政を担わせていただくこととなりました。同時に組合市長の互選により管理者として職務を執行させていただくこととなりました。今後も組合の発展に力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしく申し上げます。

さて、本定例会の提出議案であります。令和2年度の予算を初め公平委員会委員の選任が1件、条例の制定が1件、条例の改正が2件であります。予算については厳しい財政状況の中、限られた財源の効率的な配分と、より効果的な消防行政の運営が図られるよう編成してありますので、よろしく御審議いただきますよう、また、御議決、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○田村秀二議長 ここで、書記長から事務連絡を行います。

書記長。

○粕谷書記長 事務連絡を申し上げます。

本日、議席に次回以降の議会日程を配付させていただいております。次回は第1回臨時会を5月22日金曜日午後2時に開会を予定しておりますので、御確認をお願いいたします。

なお、本日、議長のお許しをいただき、議会風景を撮影させていただきますので、よろしく申し上げます。

また、本年3月をもって退職する職員2名から議員の皆様へ退職の御挨拶を行いたい旨の申し出がございました。定例会終了後、お時間を賜りますようお願いいたします。

最後に、1月30日、埼玉県消防学校において当局消防職員が意見発表会に出場し、第2位の成績をおさめました。定例会終了後、あわせて御報告をさせていただきたいと思っておりますので、お時間を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

◎開会及び開議の宣告

○田村秀二議長 ただいまの出席議員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

初めに、1番、矢作いづみ議員が体調不良のため欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

なお、本日予定しておりました通告番号2番、矢作いづみ議員の議案質疑及び一般質問は、会議規則第50条第4項の規定により通告の効力を失いましたので、御了承願います。

◎議事日程の報告

○田村秀二議長 本日の議事日程については、お手元に配付してありますが、これにより議事を進行させていただきます。

◎日程第1 議会運営委員会委員長報告

○田村秀二議長 日程第1、議会運営委員会委員長報告を願います。

議会運営委員会委員長、福原議員。

[3番（福原浩昭議員）登壇]

○福原浩昭議会運営委員長 令和2年第1回埼玉西部消防組合議会定例会の議事運営につきまして、本日議会運営委員会を開催しましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期につきましては、本日1日とし、議事日程といたしましては、お手元に配付されておりますように、まず会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告を願います。

次に、議案第1号の公平委員会委員の選任について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、議案第2号の条例制定について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、議案第3号の条例改正について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、議案第4号の条例改正について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、議案第5号の一般会計予算について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。一般会計予算に対する議案質疑通告者は1名となっております。

次に、一般質問を行います。なお、通告者は1名となっております。

最後に、閉会中の継続審査の申し出について諮り、閉会の予定です。

以上概要を申し上げましたが、提出されております諸議案が日程のとおり審議の上、決定いただけますよう、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○田村秀二議長 以上で、報告を終わります。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○田村秀二議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

8番 吉本新司 議員

11番 中村太 議員

以上2名の方を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○田村秀二議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○田村秀二議長 日程第4、この際、諸般の報告を行います。

まず、議長から申し上げます。

埼玉西部消防組一般会計に係る例月出納検査について、令和元年7月分から12月分までの結果報告が、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました。また、定期監査結果について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、同じく監査委員から報告がありました。その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、専決処分報告について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、管理者から報告がありました。その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告をいたします。

書記長に朗読させます。

〔書記長朗読〕

○粕谷書記長 朗読いたします。

埼玉西消企第107号
令和2年2月5日

埼玉西部消防組議会

議長 田村秀二様

埼玉西部消防組合

管理者 藤本正人

埼玉西部消防組合議会付議事件について

令和2年第1回埼玉西部消防組合議会定例会に付議する事件を次のとおり提出いたします。

議案第1号 公平委員会委員の選任について

議案第2号 埼玉西部消防組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例

議案第3号 埼玉西部消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

議案第4号 埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 令和2年度埼玉西部消防組合一般会計予算

以上で朗読を終わります。

○田村秀二議長 地方自治法第121条の規定による本定例会に議案説明のための出席者については、お手元に配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第5 管理者提出議案の上程（議案第1号）

○田村秀二議長 日程第5、議案第1号「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○田村秀二議長 提案理由について、藤本管理者から説明願います。

藤本管理者。

○藤本管理者 議案第1号「公平委員会委員の選任について」、提案理由の説明をいたします。

公平委員会委員、二見 孝氏の令和2年5月19日の任期満了に伴う後任として、庄 菊博氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりこの案を提出するものがあります。

入間市の公平委員会委員でもあります庄 菊博氏は、人格識見とも高く、委員として適任と考えております。

なお、経歴等につきましては議案書の裏面に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○田村秀二議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○田村秀二議長 これより質疑を願います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 質疑なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○田村秀二議長 これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 討論なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○田村秀二議長 これより採決いたします。

議案第1号「公平委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第6 管理者提出議案の上程（議案第2号）

○田村秀二議長 日程第6、議案第2号「埼玉西部消防組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○田村秀二議長 提案理由について、森田消防長から説明願います。

森田消防長。

○森田消防長 議案第2号「埼玉西部消防組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例」について提案理由を申し上げます。

議案書の3ページと議案資料の1ページをごらんください。

平成29年に地方公務員法及び地方自治法が一部改正され、地方公務員の臨時・非常勤職員

の任用等について、その制度の明確化を図るため、新たに会計年度任用職員が創設されました。本組合におきましても会計年度任用職員制度を導入するため、その報酬等に関する必要な事項について条例を制定するものでございます。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

議案書の4ページと議案資料の2ページをごらんください。

第1条は、本条例の趣旨規定となります。改正された地方自治法第203条の2の規定に基づき、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条から第4条までは、パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、費用弁償等について定めるものでございます。

第5条は、フルタイム会計年度任用職員の給料、期末手当、通勤手当等について定めるものでございます。

第6条は、報酬等の減額について定めており、会計年度任用職員が勤務しなかった場合には、一般職の常勤職員の例に準じて報酬等を減額するものでございます。

第7条は、報酬、費用弁償、給料、旅費及び手当の支給について定めるものでございます。

第8条は、委任規定となりますが、本条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとするものとし、附則において本条例の施行日を令和2年4月1日とするものでございます。

続きまして、本組合における会計年度任用職員制度について御説明をいたします。

議案資料の3ページをごらんください。

「1 職の整理」でございますが、一般職につきましては、常勤の職と非常勤の職に分類され、会計年度任用職員は非常勤の職となります。

また、会計年度任用職員は、勤務時間に応じて2つの類型に区分され、週の勤務時間が常勤職員と同一の場合はフルタイム会計年度任用職員、週の勤務時間が常勤の職員よりも短い場合はパートタイム会計年度任用職員となります。

次に、議案資料の4ページをごらんください。

「2 本組合の取扱い」でございますが、現在の非常勤の特別職員につきましては、地方公務員法の改正により、専門的な知識・経験に基づき、助言、調査等を行う者に任用要件が厳格化されたため、この要件に該当する職員以外は会計年度任用職員へ移行することとなっておりますが、本組合では該当する職員はおりません。

また、現行の臨時的任用職員につきましては、原則として会計年度任用職員へ移行するものでございます。

次に、「3 会計年度任用職員制度の概要」でございますが、会計年度任用職員の任期期間は採用日から年度末までの期間の範囲内となります。勤務時間は、原則として現行制度を

維持するとともに、給付面では現行水準を下回らないように給料及び報酬の金額を設定いたします。また、休暇・休業面では、一定の条件を満たす場合には、育児休業、部分休業の取得を可能とするものでございます。

以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○田村秀二議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○田村秀二議長 これより質疑を願います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 質疑なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○田村秀二議長 これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 討論なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○田村秀二議長 これより採決いたします。

議案第2号「埼玉西部消防組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 管理者提出議案の上程（議案第3号）

○田村秀二議長 日程第7、議案第3号「埼玉西部消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○田村秀二議長 提案理由について、森田消防長から説明願います。

森田消防長。

○森田消防長 議案第3号「埼玉西部消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の7ページと議案資料の5ページをごらんください。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正並びに会計年度任用職員制度の導入に伴い、関連する9つの条例について所要の改正を行うものでございます。

初めに、第1条「埼玉西部消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の一部改正でございますが、第3条の報告事項について、任命権者が報告しなければならない事項から除く非常勤職員に、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定するフルタイム会計年度任用職員は含まれないとするものでございます。

次に、第2条「埼玉西部消防組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」の一部改正でございますが、第3条の休暇の効果について、会計年度任用職員の任期は最長で1年となることから、病気等による休職期間、刑事事件における休職期間をその任期の範囲内とするものでございます。

次に、第3条「埼玉西部消防組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」の一部改正でございますが、第3条の減給の効果について、減給の対象として給料に加え、パートタイム会計年度任用職員に支給される報酬を追加するものでございます。

次に、第4条「埼玉西部消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例」の一部改正でございますが、地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員は制度導入前の任用形態や任用の手続がさまざまであることに鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができることを明らかにするため、任命権者は別段の定めをすることができるものとしてございます。

次に、第5条「埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の一部改正でございますが、育児休業制度の拡充に伴い、育児短時間勤務職員の代替任用による任期付短時間勤務職員の勤務時間等について定めるとともに、会計年度任用職員等の非常勤職員の勤務時間等の基準については規則で定めることとするものでございます。

次に、第6条「埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例」の一部改正でございますが、在職期間が1年以上など一定の条件を満たす場合には、会計年度任用職員にも育児休業及び部分休業を承認することができるよう規定を整理するものです。

また、育休取得職員への勤勉手当の支給から会計年度任用職員を適用除外するとともに、育休復帰後の号給調整から会計年度任用職員を適用除外とするものでございます。

次に、第7条「埼玉西部消防組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」

の一部改正でございますが、地方自治法の一部改正に伴う条項ずれに対応するとともに、第2条の報酬について、月額報酬額を日割りによっても計算できるものとするものでございます。

次に、第8条「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例」の一部改正でございますが、会計年度任用職員の給与は、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定めるとするものでございます。

最後に、第9条「埼玉西部消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例」の一部改正でございますが、地方公務員法の一部改正に伴う条項ずれに対応するため、同法を引用する条文を改めるものでございます。

なお、議案資料の7ページから26ページまでに本条例改正に伴う新旧対照表を添付しておりますので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

以上で議案第3号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○田村秀二議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○田村秀二議長 これより質疑を願います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 質疑なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○田村秀二議長 これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 討論なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○田村秀二議長 これより採決いたします。

議案第3号「埼玉西部消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 管理者提出議案の上程（議案第4号）

○田村秀二議長 日程第8、議案第4号「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○田村秀二議長 提案理由について、森田消防長から説明願います。

森田消防長。

○森田消防長 議案第4号「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を御説明申し上げます。

議案書の17ページと議案資料の27ページをごらんください。

令和元年8月7日、人事院は国会及び内閣に対しまして同年4月における国家公務員の給与と民間給与の較差387円、0.09%を埋めるため、若年層が在職する号俸を引き上げるとともに、賞与についても民間の年間支給実績が0.06月分上回っていたことから、勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げ、さらに住居手当の見直しについても勧告いたしました。

このことを受けまして、同年11月15日に国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が国会で可決され、国家公務員の給与は人事院勧告のとおり改正が行われたところでございます。

本組合職員の給与制度につきましては、構成市の給与制度を勘案し制定されており、各構成市とも人事院勧告を尊重し、国家公務員の給与改正に準じた内容で改正を行う予定であると伺っております。このようなことから、本組合といたしましても国の改正内容や構成市の状況等を踏まえ、人事院勧告に準拠した改正を行うものでございます。

それでは、主な改正について御説明いたします。

議案資料の31ページをごらんください。

給料表の改正箇所といたしましては、給料表の太枠で囲ってある部分が対象となり、人事院勧告に準拠し、その改正内容に応じて給料月額を引き上げるものでございます。

この改正は、若年層について、1,200円程度の引き上げを基本として行うもので、これによる該当者は議案資料の右下、囲み枠内のとおり、1級から9級まで合わせまして865人中285人となります。給料表の平均改定率は0.12%となるものでございます。

なお、本改正により、議案資料27ページ「2 改正の概要、（2）初任給」のとおり、大学卒及び短大卒の初任給がそれぞれ1,500円、高校卒の初任給が1,700円の増額となるもので

ございます。

次に、勤勉手当につきましては、同じく「2 改正の概要、(3) 勤勉手当 ア 令和元年度」のとおり、6月支給分は現行どおりとし、12月支給分を0.05月引き上げ、0.975月とし、年間の支給割合を1.9月とするものでございます。

次に、議案資料の28ページをごらんください。

上段の「イ 令和2年度以降」でございますが、年間支給割合を1.9月としたままで、6月支給分、12月支給分をともに0.95月とするものであります。

次に、住居手当につきましては「(4) 住居手当」のとおり、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、1万6,000円とするとともに、手当額の上限を1,000円引き上げ、2万8,000円とするものです。

経過措置につきましては、令和2年4月1日から引き続き住居手当の支給を受ける職員で、手当額が1,000円を超えて減額となる場合は1,000円を除いた額を令和3年3月31日まで支給するものでございます。

なお、経過措置期間中に新たに部屋を借りて居住する場合には、そのときをもって経過措置は終了となるものでございます。

また、今回の改正では、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による地方公務員法の改正に伴い、埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例から成年被後見人等を資格、職員、業務等から一律に排除する規定、いわゆる欠格条項を削除するものでございます。

なお、議案資料33ページから42ページまでに本条例改正に伴う新旧対照表を添えておりますので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○田村秀二議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○田村秀二議長 これより質疑願います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○田村秀二議長 これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○田村秀二議長 これより採決いたします。

議案第4号「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 管理者提出議案の上程（議案第5号）

○田村秀二議長 日程第9、議案第5号「令和2年度埼玉西部消防組合一般会計予算」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○田村秀二議長 提案理由について、森田消防長から説明願います。

森田消防長。

○森田消防長 議案第5号「令和2年度埼玉西部消防組合一般会計予算」について、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、令和2年度埼玉西部消防組合一般会計予算の1ページをごらんください。

「第1条 歳入歳出予算」であります。歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ98億1,953万4,000円となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

「第2条 地方債」であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、4ページの「第2表 地方債」のとおりで、限度額の総額は3億7,990万円となります。

「第3条 一時借入金」でございます。借り入れの最高額は5億円でございます。

次に、議案資料43ページからの「令和2年度埼玉西部消防組合当初予算案について」に基づき御説明を申し上げます。

47ページをごらんください。

令和2年度歳入歳出予算額は、前年と比較し3億881万1,000円の減額となっております。

その主な内容といたしましては、車両更新整備事業1億8,698万1,000円の増額、救急車両更新事業2,944万9,000円の増額、消防水利整備事業2,137万3,000円の増額及び人件費1,735万8,000円の増額に対しまして、通信指令システム維持管理事業3億8,692万5,000円の減額、消防施設整備事業1億2,988万8,000円の減額、元金償還金4,911万円の減額及び消防機械器具整備事業606万4,000円の減額によるものでございます。

次に、50ページ「事業別の予算額」をごらんください。

こちらの表は、本組合の全事業を歳出科目・目別に分類し、各事業費を消防局と消防署ごとに示したものでございます。

次に、51ページをごらんください。

各事業のうち令和2年度の主な事業内容等について御説明を申し上げます。

議会運営事業につきましては、議会に要する経費を計上しております。令和2年度に行政視察を計画していますことから、前年度比105万2,000円の増額となっております。

次に、52ページをごらんください。

人件費につきましては、前年度比1,735万8,000円の増額となっております。この主な要因につきましては、令和2年度は定年退職者数が増加するため、7人を前倒し採用し、より安定的な消防力の維持と将来的な採用人員の平準化を図ったことや人事院勧告による増額改定の影響を踏まえて積算したこと、そのほかに消費税増税に伴う運賃改正等による通勤手当が増額になったことが影響しているものでございます。

次に、54ページをごらんください。

職員研修事業につきましては、埼玉県消防学校及び消防大学校への入校経費、職員の資格取得にかかわる経費を計上しており、前年度比172万4,000円の減額となります。

車両更新整備事業につきましては、前年度比1億8,698万1,000円の増額となります。第一線車両として狭山消防署水野分署の水槽付消防ポンプ自動車、所沢中央消防署のはしご付消防自動車、入間消防署の防災体験車を更新します。

なお、所沢中央消防署のはしご付消防自動車につきましては、緊急消防援助隊設備整備費補助金を申請し、経費の削減を図る予定でございます。

次に、55ページをごらんください。

消防機械器具整備事業につきましては、防火衣等の消防機械器具の整備及び更新にかかわる経費を計上しております。

防火衣の更新につきましては、防火衣更新計画に基づき更新する防火衣数の削減により前年度比606万4,000円の減額となります。また、高所作業用の安全帯につきましては、労働安

全衛生法が改正され、現在使用しているものは令和4年1月2日以降基準を満たさなくなり使用できなくなることから、計画的に整備していくものでございます。

消防活動事業につきましては、火災、救助及びその他の災害に対応するための備品等の購入経費を計上しており、需用費全体の抑制を図り、前年度比175万3,000円の減額となっております。

なお、山岳救助で使用する資機材につきましては、増加傾向にある山岳事故に対応するため複数年の計画により整備するものでございます。

次に、57ページをごらんください。

救急活動事業につきましては、救急活動に係る経費を計上しており、救急出動件数の増加に伴い、医薬品等の増加や隔年で計画的に配置しています高度救急処置用訓練人形の購入などにより、前年比255万6,000円の増額となります。

救急車両更新事業につきましては、所沢東消防署、入間消防署藤沢分署及び飯能日高消防署高萩分署の高規格救急自動車3台を更新するもので、前年度比2,944万9,000円の増額となります。

なお、入間消防署藤沢分署の高規格救急自動車につきましては、緊急消防援助隊設備整備費補助金を申請し、経費の削減を図る予定でございます。

次に、59ページをごらんください。

通信指令システム維持管理事業につきましては、通信指令システムの定期的な保守管理や不測の障害への対応及び耐用年数に応じた機器の更新のための手数料、委託料、修繕料等を計上しております。令和元年度事業であります高機能通信指令システムの一部更新が終了したことなどにより、前年度比3億8,692万5,000円の減額となります。

消防施設整備事業につきましては、消防庁舎などの施設修繕に係る経費を計上しております。令和元年度事業であります飯能日高消防署多目的施設改修工事が終了することにより、前年度比1億2,988万8,000円の減額となります。

次に、60ページをごらんください。

消防施設管理事業につきましては、消防施設の維持管理に要する経費を計上しており、前年度比256万3,000円の減額となります。令和2年度は、狭山消防署広瀬分署の給排水管工事、入間消防署西武分署及び飯能日高消防署日高分署の外壁塗装工事などを行う予定でございます。

以上で議案5号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○田村秀二議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○田村秀二議長 これより質疑願います。

2番、石本議員。

○石本亮三議員 それでは、私は消防車両等の燃料費についてだけ、確認の質疑をさせていただきます。

最近、皆様もお気づきのとおり、ガソリンの価格が高騰してきておりますけれども、調べてみましたら、所沢市以外の他の構成市ではなかったのですが、所沢市においては過去平成22年12月議会で、消防車両等のガソリン等の燃料費が不足をするので補正予算がなされたという経緯がありますので、燃料費について確認をさせていただきます。

令和2年度予算において、消防車両や救急車両の燃料費の1リットル当たりの単価及び購入量は幾らなのか、確認させていただきます。

○田村秀二議長 ただいまの質疑に対して町田警防部長より答弁願います。

町田警防部長。

○町田警防部長 お答えいたします。

初めに、消防車両と救急車両の燃料費、1リットル当たりの予算見積額について御説明いたします。

令和2年度予算における消防車両の軽油1リットル当たりの単価は130円、救急車両のガソリン1リットル当たりの単価は153円で計上しております。

この単価につきましては、経済産業省資源エネルギー庁が公表している小売価格調査結果に基づき、埼玉県における過去1年間の平均単価に5%を加算したものでございます。

次に、消防車両の軽油の予定購入量について御説明をいたします。

軽油の予定購入量は6万8,000リットルで、予算額884万円となっております。購入量算定につきましては、前年度における使用量の実績で計上したものでございます。

続きまして、救急車両のガソリン予定購入量について御説明いたします。

救急車両のガソリンの予定購入量は15万8,600リットルで、予算額2,426万6,000円となっております。

救急出動件数につきましては、組合発足後6年間の傾向を見ますと、毎年約1,000件の増加が見られます。このことから、前年度における使用量の実績に救急件数の増加を見込んだ購入量を計上したものでございます。

以上でございます。

○田村秀二議長 石本議員。

○石本亮三議員 それでは、2回目で、5%上積みで積んであるということですが、確認のために、組合発足後から昨年度まで、燃料費の推移及び消防車両、救急車両それぞれ

1リットル当たりの燃料単価は幾らで計上してきたのか、確認させていただきます。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 それでは、消防車両、救急車両それぞれ1リットル当たりの燃料単価につきましてお答えいたします。

平成25年度のガソリン単価143円、軽油単価129円、平成26年度のガソリン単価160円、軽油単価140円、平成27年度のガソリン単価170円、軽油単価145円、平成28年度のガソリン単価165円、軽油単価141円、平成29年度のガソリン単価139円、軽油単価117円、平成30年度のガソリン単価136円、軽油単価111円、令和元年度のガソリン単価148円、軽油単価121円となっており、本組合内同一単価で計上しております。

以上でございます。

○田村秀二議長 石本議員。

○石本亮三議員 組合発足後からガソリンだけでもリットル当たり35円くらい幅があるということがわかりました。こういうことがあってはならないと思うんですけれども、今後、燃料価格が高騰して、燃料不足が見込まれるという事態になってしまったときにはどのような対応になるのかを確認させていただければと思います。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 本組合の燃料費につきましては、埼玉県における年間の平均単価や本組合における過去の年間使用量、出動件数の増加などさまざまな情報をもとに算定しておりますことから、基本的には不足が生じることはないと考えてございます。しかしながら、大規模な災害や国際情勢の悪化などによる予期せぬ価格高騰が起こった際には、予備費を充用することで対応したいと考えているところでございます。

また、本組合では、東日本大震災の教訓から、大規模災害時に対応するため、平成28年度に飯能日高消防署へ自家用給油設備を整備しております。同施設にはガソリン1万リットル、軽油1万リットルが貯蔵されており、有事の際には救急車両、消防車両ともにおよそ150台分の給油が可能となっております。状況に応じまして同施設も有効に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田村秀二議長 以上で石本議員の議案質疑を終了いたします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

○田村秀二議長 これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 なければ、討論を終結いたします。

○採 決

○田村秀二議長 これより採決いたします。

議案第5号「令和2年度埼玉西部消防組合一般会計予算」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 一般質問

○田村秀二議長 日程第10、一般質問に入る前に申し上げます。

質問者におかれましては、その内容を端的に述べられ、また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願い申し上げます。

なお、タイマーが置かれておりますが、質問、答弁を含めて30分です。3分前にブザーが鳴りますので、御了承願います。

これより、埼玉西部消防組合に対する一般質問を行います。

質問通告者は1名であります。お手元に配付してあります通告書のとおり、質問を許します。

2番、石本議員。

○石本亮三議員 それでは、引き続き今回一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、最初の項目で、各分署の配置人数、職員の配置についてお伺いします。

実は私は所沢東消防署富岡分署の管内に住んでいまして、市民の方から、以前に比べると職員の数が減りましたねということを言われまして、今回資料請求をさせていただきました。そうしますといろいろと各分署で異動の増減が起きているということがわかりました。例えば富岡分署と柳瀬分署は広域直後34名だったのが今25名になっています。入間消防署藤沢分署では広域直後34名だったのが、31名になり、そこから28名になり、今年度は31名に戻っているというふうなことになっているわけです。

そこで伺いたいのは、まず1回目としては、広域化後、各分署の配置人数は変更が起きているわけですが、配置人数の変更はどのようなことから行われているのかを確認させていただきたいと思います。

○田村秀二議長 ただいまの質問に対して岸企画総務部長に答弁願います。

岸企画総務部長。

○岸企画総務部長 お答えいたします。

分署の配置人数につきましては、広域化後のさまざまな災害に対応するための専門部隊の創設や特殊車両の適正配置、さらには管内の災害出動件数、防火対象物や危険物施設の数などの管内特性に配慮しつつ、組合全体のバランスを考慮しながら、毎年度見直しを行っているものでございます。

以上でございます。

○田村秀二議長 石本議員。

○石本亮三議員 それでは、確認ですが、所沢の富岡分署と柳瀬分署、ことしも人数が減ったわけですが、前年度と比較して時間外勤務とか年次休暇取得状況というものは数字的な変化は見られるのかどうか、確認させてください。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

岸企画総務部長。

○岸企画総務部長 お答えいたします。

時間外勤務及び年次休暇の取得状況の数字的な変化でございますが、前年度及び今年度における4月から12月の実績をもとに御説明を申し上げますと、1人当たりの時間外勤務は富岡分署の前年分が71時間、本年分が77時間となり、柳瀬分署の前年分が46時間、本年分が54時間となっております。これを1カ月当たりの時間数で比較いたしますと、富岡分署は40分、柳瀬分署が50分程度の増加となります。

次に、年次休暇の取得でございますが、1人当たりの年次休暇の取得日数について、時間外勤務と同様の時期で比較しますと、富岡分署が前年分が8.8日、本年分が8.3日となり、柳瀬分署の前年分が12.2日、本年分が7.9日となるもので、富岡分署では0.5日、柳瀬分署では4.3日それぞれ取得日数が減少しているところであります。

以上でございます。

○田村秀二議長 石本議員。

○石本亮三議員 この項目でこれは最後にしますけれども、広域化が始まったときは所沢の隅のほうの所沢東消防署は148人配置されておりましたが、本年度は137人ということになって、5つの消防署の中では一番削減をされております。地理的にも一番隅ですから、そういうこともあるのかなと思うんですが、今後は所沢東消防署はこのような状況が続いて

いくという認識なのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

岸企画総務部長。

○岸企画総務部長 お答えいたします。

所沢東消防署の配置人員につきましては、他の消防署と同様に、管内各署所の災害出動件数や業務量などを検証した上で人員配置を行っております。

今年度4月の配置人員におきましても、災害出動件数などが増加している署所は分署の職員を増員しておりますが、署所によっては隣接する消防署からの出動体制などを考慮し、人員の削減などを含め、組合全体としての効果的な消防活動が行える人員の配置に努めているところであります。

今後の所沢東消防署の配置人員につきましては、先ほど御答弁させていただきましたとおり、管内の災害出動件数や防火対象物、さらには増加する救急需要への対応など、組合全体のバランスを見ながら、引き続き適正な人員配置に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○田村秀二議長 石本議員。

○石本亮三議員 わかりました。

では、次の項目で、多言語化対応について伺っていききたいと思います。

1月31日、厚生労働省は外国人労働者が166万人と、過去最多を更新したというふうなことを発表されました。その2日前の1月29日の日本経済新聞の埼玉版では、県内の在留外国人が昨年6月末時点で18万9,043人ということで、前年から8.7%増加した。今後もこのペースは加速するでしょうという記事が載っておりました。

そこで伺いたいのですけれども、現在、通報の際や救急現場活動において日本語が通じない、もしくは通じづらい方もいるのかなと思いますので、どのような対応をされているのか、まず伺いたいと思います。

○田村秀二議長 ただいまの質問に対して、町田警防部長に答弁願います。

町田警防部長。

○町田警防部長 お答えいたします。

現在119番通報時における日本語が通じない方への対応につきましては、通信指令センターの高機能消防指令システムに組み込まれております多言語化サポートシステムを活用することとしております。しかしながら、組合発足時から日本語が全く通じない方々の通報はない状況でございます。

次に、救急活動現場につきましては、救急搬送の際に医療機関への連絡に使用しております救急車のスマートフォンに多言語翻訳アプリである救急ボイストラを登録し、対応してお

ります。このアプリは、15の言語に対応しており、話した言葉を翻訳した音声の再生と画面に表示することにより、救急現場での外国人との円滑なコミュニケーションが可能となるもので、本組合ではこれまでに29回の使用実績があります。多言語翻訳アプリの救急ボイスは外国人からの通報の際にも活用が可能であることから、指令センターにおいても利用することが可能となっております。

また、言葉を発することができない方の対応といたしましては、全ての救急車に装備しているタブレット端末に病気やけがの状況を書いたコミュニケーションボードをデータとして保存しており、必要に応じて指さしなどにより対応しております。これらは総務省消防庁により推進され、全国の消防本部でも活用されているものでございます。

以上でございます。

○田村秀二議長 石本議員。

○石本亮三議員 2回目ですけれども、政府も外国人の受け入れに今取り組んでいます。現実に多分、構成市においても外国籍の方が増加していると思うわけですが、例えば実施計画などを見てもそういうことの記述がなかったので確認させていただきたいのですが、ここ数年、どのような対策や取り組みがされてきたのか、確認させていただきます。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 お答えいたします。

御指摘のとおり、各構成市において外国人が増加していることは認識しているところでございます。また、本年は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、外国人の増加がさらに続くことになることから、本組合におきましても外国人への多言語対応は重要な課題と位置づけ、外国人からの通報に対して、スムーズな対応をとれるよう新たなシステムの導入に向けた検討をまいりました。今年度、高機能消防指令システムの一部更新に合わせ、総務省消防庁が推進する電話通訳センターを介した三者間同時通訳による多言語対応サービスの導入に向けた改修と整備を進め、令和2年4月1日からの運用を予定しているところでございます。

以上でございます。

○田村秀二議長 石本議員。

○石本亮三議員 わかりました。

今御答弁の中で、電話通訳センターを4月1日からということですが、電話通訳センターを介した三者間同時通訳による多言語対応サービスとは具体的にどのようなものなのか、伺いたいと思います。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 お答えいたします。

三者間同時通訳による多言語対応につきましては、外国人から119番通報を受信した場合には、通報している外国人、受信した指令員、そして電話通訳センターのオペレーターとの三者間の通話が可能となり、また、救急現場においても外国人とオペレーターの直接通話を行うこともできることから、容易に意思の疎通が図れ、迅速に対応することが可能となります。

このサービスは、365日24時間の受付を可能とし、対応言語種類は英語、中国語などの主要な言語のほかに、ヨーロッパ、アジア圏の言語など18言語の通訳が可能となるものでございます。

以上でございます。

○田村秀二議長 石本議員。

○石本亮三議員 わかりました。外国の方がふえてきておりますので、いろいろと御対応、大変だと思いますが、よろしくお願いします。

次の項目で、ドローンの導入について伺いたいと思います。

他の消防本部ではドローンを導入している事例が多く見られますが、全国でどれくらいの消防本部でドローンを導入しているのでしょうか。あわせて具体的に導入している消防本部名を幾つかお示しいただきたいと思います。

○田村秀二議長 ただいまの質問に対して、町田警防部長に答弁を求めます。

○町田警防部長 お答えいたします。

初めに、全国の消防本部における導入状況につきましては、令和元年6月に総務省消防庁が行いました無人航空機の災害時における活用状況等調査によりますと、全国726消防本部のうち201の消防本部がドローンを保有しています。

次に、具体的に導入しております埼玉県内の消防本部の状況につきましては、さいたま市消防局、川口市消防局、埼玉東部消防組合消防局、埼玉県南西部消防本部、秩父消防本部、西入間広域消防組合消防本部、蓮田市消防本部の7消防本部が保有しております。

以上でございます。

○田村秀二議長 石本議員。

○石本亮三議員 先ほど予算のところでもたしか消防長がおっしゃった、最近山岳の対策がふえているというお話があったのですが、私はドローンというのは山岳の火災などの対応だけでなく、今高層マンションがどんどんふえていっている時代ですから、必要だと感じておりますが、過去の議事録を調べましたら、平成30年7月の議会で鈴木健夫議員さんが以下のように質問しています。「時代の流れの中で、さらにドローンの活用は拡大していくと思います。今後さらに検討するとの御答弁でしたが、いつごろをめどに結論を出そうと考えて

いるのでしょうか」との質問に対して、当時、鶴島警防部長さんが「埼玉県内でドローンを導入している消防本部での運航状況や課題等をさらに調査研究し、なるべく早い段階で結論を出せるように考えております」と答弁をされております。

このときの過去の答弁から、ドローンの購入については結論が出たのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 お答えいたします。

全国の消防本部におけるドローン保有については増加しているところでございます。保有する消防本部に調査をかけまして、その運用実績、年間の維持経費及び今後さらにドローンの機体改良要素等を検討した結果、もうしばらく時間をかけ検討することが必要であると考えているところでございます。

しかしながら、議員御質問のとおり、山岳救助における遭難者の捜索活動や、また、広域災害発生時における被害状況を把握する上では有効な資機材であると考えていますので、民間企業との協定締結も含め、さらに検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○田村秀二議長 石本議員。

○石本亮三議員 多分、恐らく財政的な理由が大きいのかなと思います。そこでこの項目で最後の質問にしますが、導入する場合に概算でどれくらいの経費が見込まれるのでしょうか。伺いたいと思います。

○田村秀二議長 答弁を求めます。

町田警防部長。

○町田警防部長 お答えいたします。

初めに、ドローン導入の初期費用といたしまして、機体購入費、約130万円、これは先ほどの県内の状況を確認したところの平均的な金額でございます。それから、維持管理費約30万円、操作員のライセンス取得費用として1人当たり20万円、複数人の操作員を養成する必要性から5名分といたしまして100万円、合計で約260万円が見込まれるところでございます。

また、機体導入後における年間の維持管理費にいたしましてもバッテリーなどの消耗品費、機体の点検整備費用、保険料、このほかに継続的な操作員の増員に伴うライセンス取得費用まで見込んだ経費として約80万円が見込まれるところでございます。

以上でございます。

○田村秀二議長 石本議員。

○石本亮三議員 わかりました。いろいろ大変だと思いますが、ぜひドローンの導入は早く

していただきたいとお願いしておきます。

それでは、最後の項目で、廃棄物についてです。廃棄物取り扱い、ごみですけれども、埼玉西部消防組合で毎年利用できなくなる廃棄物というものがあると思いますが、現状はどのようなものが廃棄物になって、どのような処理をされているのでしょうか。また、リサイクルに転用しているものがあるのか、廃棄物の現状について伺いたいと思います。

○田村秀二議長　ただいまの質問に対して、町田警防部長に答弁願います。

○町田警防部長　お答えいたします。

本組合における主な廃棄物といたしまして、消防車両、防火衣、消防ホース、空気ボンベがございます。

消防車両につきましては、新車購入に係る契約業者が永久抹消登録をしております。

なお、一部の消防車両につきましては、日本消防協会及び日本外交協会を通じて発展途上国へ寄附をしております。

防火衣、消防ホース及び空気ボンベにつきましては、それぞれの仕様書において購入に伴い不要となった物品の処分について定めており、購入に係る契約業者により適正に処分しております。

なお、防火衣につきましては、個人に貸与する被服品であり、退職者から返却された防火衣のうち、継続使用可能な防火衣を精査し、洗濯・撥水加工を施したものを消防活動中における防火衣の破損及び汚損等の交換品として再利用しているところでございます。

以上でございます。

○田村秀二議長　石本議員。

○石本亮三議員　それでは、これで最後の質問をしますが、愛媛県新居浜市では、使われなくなった消防用のホースを傘袋にリサイクルして、それをPR活動などに使っているわけですけれども、改めて伺いますが、埼玉西部消防組合での廃棄物でのリサイクルなどの状況というのをもうちょっと詳しく御説明していただきたいと思います。これを聞いて、一般質問を終わりたいと思います。

○田村秀二議長　ただいまの質問に対して町田警防部長の答弁を願います。

○町田警防部長　お答えいたします。

先ほどお話をしましたように、本組合では消防機器等の廃棄物につきましては、契約業者へ委託することで適正に処分しています。また、老朽化し、破損、汚損等使用できなくなった消防資機材及び被服、ホース、ボンベ、防火衣等につきましては、リサイクルには適さないものだと考えています。

以上でございます。

○田村秀二議長　以上で、石本議員の一般質問は終了いたしました。

◎日程第11 閉会中の継続審査の申し出について

○田村秀二議長 日程第11、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第180条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。お手元に配付いたしました写しのとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○田村秀二議長 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

◎管理者挨拶

○田村秀二議長 ただいま管理者から挨拶を行いたい旨申し出がありましたので、これを許します。

藤本管理者。

〔管理者（藤本正人）登壇〕

○藤本管理者 令和2年第1回埼玉西部消防組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、提案申しあげました5議案につき、それぞれ原案のとおり可決、御同意いただき、厚く御礼を申し上げます。

また、いただきました御意見につきましては、調査研究をさせていただき、今後の組合運営に反映させてまいります。

結びに、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、今後とも消防行政進展のため御尽力賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○田村秀二議長 これで付議された事件は全て議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって令和2年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時08分閉会

職務のため議場に出席した職員の職氏名

消防局次長（書記長） 粕 谷 実

企画財政課副主幹（書記） 吉 田 聖 寿

企画財政課主査（書記） 小 島 正 寛

企画財政課主任（書記） 伊 藤 庸 介

| | |
|------|---------|
| 議 長 | 田 村 秀 二 |
| 署名議員 | 吉 本 新 司 |
| 署名議員 | 中 村 太 |